

2017年7月10日

大阪市長  
吉村 洋文 様

生活協同組合ヘルスコープおおさか  
うえに生協診療所 事務長 三宅 壽子

## 大阪市の健診事業と無料低額診療事業等に関わる要望書

日頃の市政運営に奮闘されていることに敬意を表します。

私たちうえに生協診療所は、医療福祉生協の診療所として地域住民の健康の維持増進に日夜努力しています。

さて、保健医療活動を遂行するもとの、住民の立場に立った改善が必要と考え要望書を取りまとめました。誠意ある対応をしていただくようお願いします。

### 記

1. 大阪市国保の特定健診及び生活保護受給者を対象とした大阪市健康診査の検査内容を拡充してください。心電図、貧血、炎症反応、総蛋白、尿酸、アミラーゼ等を検査項目に追加してください。

#### 2. 生活保護受給者に関する大阪市健康診査について

(1) 健診を受けやすくするため、国保加入者と同様に受診券を自宅に発送して下さい。また、生活保護受給者も、がん健診、大阪市健康診査が受けられることを受診者並びにケースワーカーにも啓蒙して下さい。

(2) 高齢や障害等で区役所に受診券を取りに行く事が困難な人に対しても健康診査を受けられるよう対策を講じてください。

(3) 申込み期間を国保加入者と同様に通年としてください。

(4) 生活保護受給者の大阪市健康診査とがん健診の受診状況を把握し対策を講じてください。

#### 3. 生活保護行政について

(1) 生活保護受給者の大阪市健康診査の受診についての考え方をお教えください。

#### 4. 無料低額診療事業といわゆる国保法44条減免制度について

(1) 無料低額診療事業において保険薬局での薬代が無料・低額になるよう国に制度の改善を求めるとともに、大阪市として独自の助成をしてください。

(2) 住民の命と健康を守る立場から、市民病院など公立病院は無料低額診療事業を実施してください。

(3) いわゆる国保法44条減免制度について期間の定めをなくし慢性疾患及び恒常的な低所得者も対象とするよう国に働きかけるとともに、大阪市独自の運用面での改善を行ってください。また、制度利用の実態を明らかにして下さい。

(4) 無料低額診療事業及び国保法44条減免は、制度内容をわかりやすく市民に知らせ、活用できる制度としてください。

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 1  |
| 項目   | <p>大阪市国保の特定健診及び生活保護受給者を対象とした大阪市健康診査の検査内容を拡充してください。心電図、貧血、炎症反応、総蛋白、尿酸、アミラーゼ等を検査項目に追加してください。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市国民健康保険で行う特定健診では、基本的な健診項目である問診、身体計測、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、血糖)、尿検査に加え、平成 25 年度から、腎機能検査(血清クレアチニン・血清尿酸検査。ただし、市内の医療機関で受診した場合)を検査項目に加えるとともに、医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診の項目(貧血検査・心電図検査・眼底検査)についても無料として、より充実した健診内容として実施しています。</p> |  |
| 担当   | <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課(保健事業グループ) 電話：06-6208-9876</p>   |

|   |  |
|---|--|
| 番号  | 1・2(2)   |
| 項目  | <p>1 大阪市国保の特定健診及び生活保護受給者を対象とした大阪市健康診査の検査内容を拡充してください。心電図、貧血、炎症反応、総蛋白、尿酸、アミラーゼ等を検査項目に追加してください。</p> <p>2(2) 高齢や障害等で区役所に受診券を取りに行くことが困難な人に対しても健康診査を受けられるよう対策を講じてください。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に40歳以上の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。生活保護受給者等のうち満40歳以上の方につきましては、健康増進法に基づき市町村が特定健康診査と同様の健康診査を行うこととされており、本市におきましても、平成20年度より市内取扱医療機関にて無料で受診していただいているところです。</p> <p>なお、健診項目については、厚生労働省の「健康増進事業実施要領」に基づき、特定健診に準じた項目とし、基本的な健診項目の実施結果が要医療等に該当した場合は、随時、医療や指導に繋げる等の対応を行っていくこととしております。</p> <p>また、高齢や障がい等で区役所へ申請に行くことが困難な人に対して、代理人申請による手続きも受け付けており、受診券につきましては、申込書の内容、資格確認等の後、関係書類とともに郵送しております。</p> |  |
| 担当  | 健康局 健康推進部 健康づくり課 成人保健担当 電話：06-6208-9943  |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 2 (1)・(4)  |
| 項目   | <p>(1) 健診を受けやすくするため、国保加入者と同様に受診券を自宅に発送して下さい。また、生活保護受給者も、がん検診、大阪市健康診査が受けられることを受診者並びにケースワーカーにも啓蒙して下さい。</p> <p>(4) 生活保護受給者の大阪市健康診査とがん検診の受診状況を把握し対策を講じてください。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を申請された住所へ発送することとしております。</p> <p>また、当健康診査の情報につきましては、担当のケースワーカーから伝えてもらうよう依頼しているとともに、各区広報紙等でも周知しているところです。</p> <p>引き続き、対象となる方への周知が行き届くよう取り組んでまいります。</p> |  |
| 担当   | 健康局 健康推進部 健康づくり課 成人保健担当 電話：06-6208-9943  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 2 (3)                                   |
| 項目   | 申込み期間を国保加入者と同様に通年としてください。               |
| <p>(回答)</p> <p>大阪市健康診査の申込み期間について、受付・審査・発行に時間を要することから、申込みについては期限を設けさせていただいているところであります。</p> <p>申込み期間内の手続きができるように、担当のケースワーカーから伝えてもらうよう、対象となる方への周知が行き届くよう取り組んでまいります。</p> |   |
| 担当   | 健康局 健康推進部 健康づくり課 成人保健担当 電話：06-6208-9943 |

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 番号  | 3. (1)                               |
| 項目  | 生活保護受給者の大阪市健康診査の受診についての考え方をお教えてください。 |
| <p>(回答)</p> <p>大阪市健康診査は、生活保護または中国残留邦人支援給付を受給中の方を対象とした健診です。</p> <p>生活保護受給中の方には、健康管理のため、大阪市健康診査を定期的に受診していただき、生活習慣病等の早期発見・早期治療により、傷病の悪化防止につなげていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また、それにより本市としては、生活保護の医療扶助の適正化を図ってまいりたいと考えております。</p> |                                      |
| 担当  | 福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8088        |

|   |  |
|---|--|
| 番号  | 4. (1)   |
| 項目  | 無料低額診療事業において保険薬局での薬代が無料・低額になるよう国に制度の改善を求めるとともに、大阪市として独自の助成をしてください。 |
| <p>(回答)</p> <p>国は、「今後の無料低額診療事業の在り方については、厚生労働省の関係部局において、現在、検討しているところであり、無料又は低額な料金で調剤を行う事業を第2種社会福祉事業に位置付けることについても、その中で検討してまいりたいと考えているが、現段階で、今後のスケジュール及び方向性を明らかにすることは困難である。(平成22年10月22日内閣参質176第27号)」との見解を示しております。</p> <p>本市としては、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> |  |
| 担当  | 福祉局 総務部 総務課 (法人監理グループ) 電話：06-6241-6540                             |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 4 (3)   |
| 項目   | <p>いわゆる国保法44条減免制度について期間の定めをなくし慢性疾患及び恒常的な低所得者も対象とするよう国に働きかけるとともに、大阪市独自の運用面での改善を行ってください。また、制度利用の実態を明らかにして下さい。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者その他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。</p> <p>一方で、特別の理由がある被保険者に対して、保険医療機関等の一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができるとされており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。</p> <p>このことから、本市におきましても法の趣旨に則り、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。</p> <p>なお、減免期間につきましては、実収月額が生活保護基準の110%以下の方は、当初の減免期間である3か月を超えて、引き続き承認要件を具備している場合は、最長で概ね1年間の減免期間を可能とする取扱いとしています。</p> <p><b>【平成28年度一部負担金減免承認件数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市：42件</li> </ul> |   |
| 担当   | <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-9876</p>  |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 4. (4)   |
| 項目   | <u>無料低額診療事業及び国保法44条減免は、制度内容をわかりやすく市民に知らせ、活用できる制度としてください。</u> |
| <p>(回答)</p> <p>無料低額診療事業については、大阪市ホームページのほか、市民の皆さんの暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」に当該事業の概要に関する記事を掲載しています。</p> |  |
| 担当   | 福祉局 総務部 総務課 (法人監理グループ) 電話：06-6241-6540                       |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 4 (4)   |
| 項目  | <p>無料低額診療事業及び国保法44条減免は、<u>制度内容をわかりやすく市民に知らせ、活用できる制度としてください。</u></p> |
| <p>(回答)</p> <p>一部負担金減免制度の周知については、市民の皆さまに理解を深めていただけるよう、本市国民健康保険にご加入の全世帯に送付している保険料決定通知書の裏面、更新分の被保険者証発送時に同封している「国保だより」、または、本市ホームページや本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」等を通じ、周知しておりますが、今後も様々な機会を捉えて広報・周知に努めてまいります。</p> |   |
| 担当  | <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課 給付グループ 電話：06-6208-9878</p>                       |

問合せ先:健康局 総務部 総務課(06-6208-9892)

平成 29 年 10 月 19 日 14 時発表

大阪市では、次のとおり「生活協同組合ヘルスコープおおさか うえに生協診療所」との協議を行いますのでお知らせします。

|       |   |
|-------|---|
| 1. 日時 | 平成 29 年 10 月 25 日(水曜日) 14 時から 16 時                        |
| 2. 場所 | 大阪市役所 地下 1 階 第 1 共通会議室( <a href="#">大阪市北区中之島 1-3-20</a> ) |
| 3. 内容 | 健診事業の改善等に関する要望  |

※一般の方は傍聴できません。

協議等の要旨については、内容を整理のうえ、後日[ホームページ](#)に記載します。

<http://www.city.osaka.lg.jp/templates/dantaikyogi/kenko/0000409087.html>

[生活協同組合ヘルスコープおおさか うえに生協診療所](#)

次回開催予定 平成29年10月25日(水曜日)

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

|       |  |
|-------|--|
| 担当業務  | 高齢者福祉に関する事項を調査審議する   |
| 設置年月日 | 平成24年12月17日  |
| 根拠法令  | 大阪市社会福祉審議会条例<br>大阪市社会福祉審議会条例施行規則   |
| 委員構成  | 市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験者  |
| 委員報酬  | 16,253円(平成27年4月から平成30年3月まで委員報酬の減額措置を適用)  |
| 公開状況  | 公開   |
| 担当    | 福祉局高齢者施策部高齢福祉課<br>電話:06-6208-8026 ファックス:06-6202-6964 メール: <a href="mailto:fa0027@city.osaka.lg.jp">fa0027@city.osaka.lg.jp</a> |

根拠法令

- 
[大阪市社会福祉審議会条例\(pdf, 123.44KB\)](#)
- 
[大阪市社会福祉審議会条例施行規則\(pdf, 107.04KB\)](#)

## 平成 29 年度 第 2 回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

2017 年 10 月 23 日 ページ番号:412263

|        |  |
|--------|--|
| 審議会等名  | 平成 29 年度第 2 回大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会  |
| 開催年月日  | 平成 29 年 11 月 16 日(木)   |
| 開催時間   | 13 時 30 分～15 時 30 分  |
| 開催場所   | 大阪市役所 屋上階 P1 会議室   |
| 議題     | 大阪市 地域福祉基本計画の素案策定について  |
| 傍聴者の定員 | 10 名   |
| 傍聴手続   | 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに受付し、事務局が指定する場所において傍聴してください。<br>傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。 |
| 担当局等   | 福祉局  |

### このページの作成者・問合せ先

大阪市 福祉局生活福祉部地域福祉課

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号(大阪市役所 2 階)

電話:[06-6208-7970](tel:06-6208-7970)

ファックス:06-6202-0990

[メール送信フォーム](#)